

「再犯防止×地方創生」トピックス 「拘禁刑」で刑事施設はどう変わる？

「刑法等の一部を改正する法律」(令和4年)により、懲役及び禁錮が廃止され、新たに拘禁刑が創設されました。

これは、近年、刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合の上昇傾向が続いたことにより、社会全体で再犯防止に向けた施策の必要性・重要性が認識されるようになってきた中で、平成29年2月に法務大臣の諮問機関である法制審議会に対し、犯罪者に対する処遇の充実に向けて講ずる措置等について諮問がなされ、それに対する令和2年10月の答申において、犯罪者に対する処遇の充実を図る措置の一つとして、「自由刑の単一化」が掲げられたことにより、新たな自由刑の創設について検討されることとなったことによるものです。

では、拘禁刑によって、刑事施設はどう変わっていくのでしょうか。

その大きなポイントとして、改正前の刑法では、懲役受刑者には「所定の作業を行わせる」こととなっていたものが、拘禁刑に処せられた者には「改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる」こととなり、作業の実施が前提ではなくなった点が挙げられます。これにより、これまで作業が大きな割合を占めていた矯正処遇から、個々の受刑者の特性に応じて、作業、改善指導及び教科

指導を柔軟に組み合わせた処遇の実施が可能となりました。

令和5年12月には、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」において、社会復帰支援を実施することが刑事施設の長の責務として明確に規定され、釈放後の生活を見据えた就労支援、居住支援を始めとした円滑な社会復帰のための各種支援の充実が図られています。

このように、拘禁刑創設により刑事施設は大きな変革期を迎えています。再犯防止にとって重要なのは、刑事施設を出た後の人々の受け皿となって支えていく社会づくりであり、その取組を矯正施設所在自治体が率先して実践し、その他の自治体に波及させていくことは、今後も重要な役割であると言えます。高齢、障害、依存症、学習機会の喪失、規範意識の欠如など、犯罪に至る背景事情やその問題性にアプローチしながら社会につなげていく刑事施設の取組の一端を、私たち地方自治体が引継ぎ、地域社会とも連携して見守っていく必要があります。

そのために、矯正官署の取組を知り、理解を深めて、地方自治体としてどう連携できるのか考え、地域社会への理解・協力を求める働き掛けを継続して、地域全体で安全安心なまちづくりを目指していきましょう。



（事務局から）

拘禁刑導入は、私たち矯正施設所在自治体にとっても、新しい連携の在り方の模索、これまでの連携をより一層強固なものとしていく機会となります。本誌では、刑事施設だけでなく、少年

施設でも進められている新たな取組の中から、皆様の参考となる連携事例を紹介していきますので、ぜひ所在施設との関わり方の参考としてください。

Revitalization そうせい × きょうせい Correction

Vol.09
2025 Spring

- 高知県高知市の紹介
～重層的支援体制と再犯防止の取組～
- 高知刑務所・高知少年鑑別所の紹介
～地域と連携した取組～
- 「再犯防止×地方創生」トピックス
「拘禁刑」で刑事施設はどう変わる？



桂浜龍馬像

高知県高知市の紹介

～重層的支援体制と再犯防止の取組～

高知市では、第3期地域福祉活動推進計画（令和7～12年度）を策定し、「だれもが安心して、いきいきと自分らしく暮らせる支え合いのあるまち」の実現を理念に掲げ、つながりのあるまちづくりに取り組んでいます。

令和4年度からは重層的支援体制整備事業を実施しており、高齢者・障害者・子ども・生活困窮者支援といった交付金対象事業だけでなく、生活保護や成人・精神保健、まちづくり、防災、教育、環境、消防など、多分野との協働による支援力の向上を図っています。

また、「制度」や「しくみ」は「人がそれをどう使うのか」が重要となりますので、全職員に対して意識醸成を図る研修と関連部署との意見交換を繰り返し実施しています。

さらに、行政だけでは解決できない課題にも対応するため、相談窓口に寄せられる住民の困りごとを地域の多様な主体と共有し、話し合っていたかく取組を通じて、住民の困りごとを解決する住民主体の活動につなげるとともに、地域に足りない社会資源の創出や拡充、就労や居住支援、居場所を含めた多様な社会参加の場づくり、住民の支え合いの意識醸成等を進めています。

こうした取組は、地域で課題を抱えている人を孤立させず、公的サービスとともに、身近な地域住民が主体となって助け合いながら、適切な支援につなぐためのネットワークが張り巡らされた「犯罪が起きにくい」「犯罪に結び付かない」地域づくりにつながるとともに、犯罪をしてしまった人も、罪を償った後、

地域で孤立せず安心して生活できる地域づくりにもつながるものと考えています。

そのため、本市では、地域福祉活動推進計画に再犯防止推進計画を内包する形で策定をし、再犯防止推進計画の策定に当たっては、庁内の福祉や、居住、就労、教育など様々な部署が参画して支援の現状や課題に関する意見交換を行うとともに、法務省四国矯正管区をはじめ、高知保護観察所、高知刑務所、高知少年鑑別所、高知地方検察庁、高知労働局などの国の関係機関、高知県、高知県地域生活定着支援センターなどの県の関係機関、更生保護法人、高知保護区保護司会、高知地区更生保護女性会、高知弁護士会など多くの関係機関にお集まりいただき、再犯防止に向けた取組や連携に関する意見交換を行いました。

犯罪をした人の中には、福祉的な支援が必要な人、住居や就労先がなく生活が不安定な人もいますので、適切な支援が受けられるよう、また、円滑に社会復帰ができるよう、庁内外の関係機関と連携強化を図っています。

また、市民啓発についても、皆様の目に触れやすい市役所本庁舎1階で、再犯防止のパネル展示やミニ矯正展を高知刑務所や高知保護観察所との共催で開催し、多くの方に周知できるように努めています。

今後も「犯罪をした・しない」にかかわらず「だれもが安心して、いきいきと自分らしく暮らせる支え合いのあるまち」の実現に向けて、取組を進めてまいります。

高知刑務所・高知少年鑑別所の紹介

～地域と連携した取組～

○高知刑務所

高知刑務所は地域社会との連携を深めながら、地域の避難訓練など、多くの地域貢献活動を行っています。特に大規模災害時の支援に力を入れており、高知市と南国市との相互協力協定に基づき、災害発生時には当所の武道場を避難所として開放し、避難された住民への支援を実施することとしています。また、令和5年11月には、高知市職員、消防署職員と共に当所の武道場で避難所開設訓練を実施しました。この訓練では、近隣の住民も参加して避難所運営マニュアルに従って避難所を開設する方法を学ぶとともに、災害発生時の被災者支援の対応や市との連携体制の確認が行われました。

再犯防止の取組では、令和6年2月及び8月に高知市役所において、同市や保護官署と共同で再犯防止をテーマとした「高知市役所ミニ矯正展」を開催し、刑務所作業製品の展示即売に加え、矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）や刑務作業広報誌などのパンフレット配布を通じて、地域住民に向けた広報活動を行うなどしています。

第二次再犯防止推進計画では、就労や住居の確保、福祉サービスの利用促進など、地方自治体を始めとした関係機関と国とが連携した社会復帰支援の充実・推進が求められています。地域社会による包摂の推進も重要な要素とされており、再犯防止に向けた基盤の強化に向けて、当所と地域社会とのつながりを深め、より安全な共生社会の実現を目指しています。



法教育授業の様子



避難所開設訓練（シェイクアウト訓練）

○高知少年鑑別所

高知少年鑑別所は、昭和24年に高知城近くの土佐藩致道館の跡地に当時所在していた高知刑務所の一部を借用して発足し、昭和33年に現在の場所に移転しました。

当所には、全国の少年鑑別所と同じく、問題行動や非行、犯罪に関する当事者やその家族、関係機関等からの依頼に応じて、様々な支援や活動を行う相談機関が併設され、「法務少年支援センターこうち」の名称で地域の皆様等からの依頼に応じています。今回は、地域の関係機関と連携した非行・犯罪の防止活動等の実践について、二点御紹介します。

一つ目は、法教育授業（出前授業）の実施についてです。当所では、小・中・高校、特別支援学校から依頼を受け、非行や薬物乱用防止を目的とした法教育授業を実施しています。本年1月には、高知県警少年サポートセンターと共同で中学生向けの薬物乱用防止教室を実施したほか、昨年11月にも高知市内の中学校で法教育授業を行い、積極的に地域の非行・犯罪の防止に取り組んでいます。

二つ目は、非行・犯罪の防止に携わる関係機関の職員向け研修の実施についてです。当所は、高知県警、高知市教育委員会と三者で連携して「少年の立ち直り支援活動等に関する協定」を締結しており、昨年6月には、当所職員が高知市少年補導センター及び高知県警少年サポートセンター職員向けの認知作業トレーニングの研修を行いました。また、教育関係機関の研修会にも講師として職員を派遣しており、各機関の職員のスキルの向上にも協力しています。



少年の立ち直り支援活動等に関する協定調印式



高知城（追手門）



よさこい



再犯防止に向けた取組や連携に関する意見交換



再犯防止のパネル展示